

新型コロナウイルス感染症に伴う支援のご案内及びお知らせ

問合せ ワクチン接種予約相談窓口 ☎0570-001-503

1 3回目のワクチン接種について

原則2回目の接種から8か月経過した方への追加接種(3回目接種)の必要性が国から示されました。今後、接種時期が到来した方に順次接種券を発送できるよう準備し、併せて接種できる体制を整えてまいります。

なお、町外で2回接種を済ませて松伏町へ転入された方は、3回目の接種券を送付するために申請が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。

2 1回目、2回目を未接種の方について

12月中に接種を希望される方に接種実施日を限定して、下記の町内4つの医療機関で実施しています。予約は電話のみとなりますのでご注意ください。

医療機関	埼玉筑波病院・埼玉あすか松伏病院・宮里クリニック・宮里こどもクリニック
予約電話番号	ワクチン接種予約相談窓口 ☎0570-001-503

国民健康保険税の減免申請期限は3月15日

問合せ 住民ほけん課 国保年金担当 ☎991-1868

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免申請は、令和4年3月15日(火)が申請の締め切り日です。期限を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

対象 ①主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 全額免除

②主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 ⇒ 全部又は一部免除

②の方の要件 (右のすべてを 満たすこと)	(1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること (2)前年の所得の合計額が、1,000万円以下であること (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の合計額が400万円以下であること
-----------------------------	---

※その他、必要書類など詳細については、担当までお問い合わせください。

松伏町国民健康保険又は埼玉県後期高齢者医療制度の被保険者に対する 傷病手当金の支給について

問合せ 住民ほけん課 国保年金担当 ☎991-1868 後期高齢者医療担当 ☎991-1884

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、被保険者の方が感染又は感染が疑われる場合に、仕事を休むことを余儀なくされ、給与の全部又は一部の支払いを受けることができなくなった場合に傷病手当金を支給します。

▶支給対象者(下記条件をすべて満たす方)

- 松伏町国民健康保険又は埼玉県後期高齢者医療制度の被保険者であること
- 勤務先から給与の支払いを受けている被用者であること
- 新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため就労できなかった期間があること
- 就労できなかった期間において、就労を予定していた日があり、その給与の全額又は一部の支給を受けられなかったこと

▶支給対象期間

就労できなかった期間のうち、始めの3日間連続して仕事を休んだ期間(待機期間)を除いた4日目以降の休みの期間(入院が継続する場合は最長1年6か月)

※4日目の休みが令和2年1月1日から令和3年12月31日(期間は延長している可能性があります。最新情報は町ホームページをご確認ください。)までの期間に属することが必要

▶支給対象日数 就労対象期間において、就労を予定していた日数